

## 議第3号議案

### 羽生市議会会議規則の一部を改正する規則

羽生市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">（議場の出入口閉鎖）</p> <p>第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p style="text-align: center;">（議案等の説明、質疑及び委員会付託）</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第141条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（委員会の審査又は調査期限）</p> <p>第44条 （略）</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を終らなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議</p> | <p style="text-align: center;">（議場の出入口閉鎖）</p> <p>第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条 <u>（選挙の宣告）</u>の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p style="text-align: center;">（議案等の説明、質疑及び委員会付託）</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第141条 <u>（請願の委員会付託）</u>に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（委員会の審査又は調査期限）</p> <p>第44条 （略）</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を終らなかったときは、その事件は、第38条 <u>（付託事件を議題とする時</u></p> |

において審議することができる。

(準用規定)

第64条 質問については、第60条の規定を準用する。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(準用規定)

第64条 質問については、第60条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議員は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、会議において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議員は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第 8 1 条、第 8 2 条及び第 8 3 条の規定を準用する。

(会議録に掲載しない事項)

第 8 7 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 6 5 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(所管事務等の調査)

第 1 0 5 条 (略)

2 議会運営委員会が法第 1 0 9 条第 3 項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(選挙規定の準用)

第 1 3 5 条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第 2 8 条、第 2 9 条、第 3 0 条、第 3 1 条及び第 3 2 条第 1 項の規定を準用する。

(資格決定の審査)

第 1 4 9 条 前条の要求については、議会は、第 3 7 条第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(禁煙)

第 1 5 5 条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第 1 5 6 条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(懲罰動議の提出)

第 1 6 0 条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があった

(会議録に掲載しない事項)

第 8 7 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 6 5 条 (発言の取消し又は訂正) の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(所管事務等の調査)

第 1 0 5 条 (略)

2 議会運営委員会が法第 1 0 9 条の 2 第 4 項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(選挙規定の準用)

第 1 3 5 条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第 2 8 条 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 2 9 条 (投票)、第 3 0 条 (投票の終了)、第 3 1 条 (開票及び投票の効力)、及び第 3 2 条 (選挙結果の報告) 第 1 項の規定を準用する。

(資格決定の審査)

第 1 4 9 条 前条の要求については、議会は、第 3 7 条 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(禁煙)

第 1 5 5 条 何人も、会議中議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第 1 5 6 条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書類の類を閲読してはならない。

(懲罰動議の提出)

第 1 6 0 条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があった

日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項又は第113条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

### 第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

### 第8章 (略)

(議員の派遣)

第167条 (略)

2 (略)

### 第9章 (略)

(会議規則の疑義に対する措置)

第168条 (略)

別表 (第166条関係)

| 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 |
|----|----|-----|------|
|----|----|-----|------|

日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第106条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

### 第7章 (略)

(議員の派遣)

第166条 (略)

2 (略)

### 第8章 (略)

(会議規則の疑義に対する措置)

第167条 (略)

|                     |   |                         |                              |
|---------------------|---|-------------------------|------------------------------|
| 全 員 協<br>議 会        | 議 会 運<br>営 に 関<br>す る 総<br>合 調 整        | 議 員 全<br>員              | 議 長                          |
| 議 会 広<br>報 委 員<br>会 | 議 会 広<br>報 に 関<br>す る 協<br>議 又 は<br>調 整 | 議 会 広<br>報 委 員<br>会 委 員 | 議 会 広<br>報 委 員<br>会 委 員<br>長 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日 提 出

埼 玉 県 羽 生 市 議 会 議 員

〃

〃

〃

〃

野 中 一 城

柳 沢 暁

永 沼 正 人

奥 沢 和 明

島 村 勉